

平成 19 年度第 10 回定例会

町田市教育委員会会議録

- 1、開催日 平成 20 年（2008 年）1 月 11 日
- 2、開催場所 第三、第四会議室
- 3、出席委員
- | | |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 富 川 快 雄 |
| 委 員 | 名 取 紀美江 |
| 委 員 | 井 関 孝 善 |
| 委 員 | 岡 田 英 子 |
| 教 育 長 | 山 田 雄 三 |
- 4、署名委員
- | | |
|-----|--|
| 委員長 | |
| 委 員 | |
- 5、出席事務局職員
- | | |
|----------------|---------|
| 学校教育部長 | 安 藤 源 照 |
| 生涯学習部長 | 荒 木 純 生 |
| 教育総務課長 | 老 沼 誠 |
| 教育総務課管理主幹 | 馬 場 昭 乃 |
| 施設課長 | 金 子 敬 |
| 施設課主幹 | 梅 村 文 雄 |
| 学務課長 | 松 村 信 一 |
| 指導課長 | 梅 原 哲 |
| 指導課教育センター担当課長 | 田 原 克 人 |
| 指導課副参事 | 飯 島 博 昭 |
| 指導課主幹 | 田 後 毅 |
| 統括指導主事 | 澤 井 陽 介 |
| 指導主事 | 岡 野 隆 |
| 社会教育課長 | 天 野 三 男 |
| 社会教育課市民大学担当課長 | 砂 田 勉 |
| 社会教育課副参事（管理主幹） | 細 野 信 男 |
| 図書館長 | 手 嶋 孝 典 |

図書館市民文学館担当課長 守 谷 信 二
(町田市民文学館長)

博物館副館長 畠 山 豊

博物館主幹 松 本 司

公民館長 落 合 忠 繁

公民館主幹 石 井 健 一

ひなた村所長 小 川 和 明

ひなた村主幹 谷 澤 繁

大地沢青少年センター所長 深 澤 泉

国際版画美術館副館長 藤 川 満 正

書 記 小 針 敏 男

書 記 福 元 貞 栄

速 記 士 大 前 むつみ

(マキ朝日データサービス)

6、提出議案及び結果

議案第 46 号	町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
議案第 47 号	学校医等委嘱(解嘱)の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第 48 号	2008 年度町田市教育委員会教育目標及び基本方針について	修 正 可 決
請願第 1 号	「全国一斉学力テスト」に関する請願	不 採 択

7、傍聴者数 10 名(請願人 1 名を含む)

8、議事の概要

午前 10 時 01 分開会

委員長 ただいまより第 10 回定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は岡田英子委員です。

日程に従って進めてまいりたいと思います。

日程第1、月間活動報告、教育長から説明をお願いします。

教育長 それでは、12月14日、定例教育委員会以降の主な活動状況についてご報告を申し上げます。

議会の方は、21日、市議会本会議の最終日、表決で終わっております。

それでは、表に従ってご説明申し上げます。

17日、町田市保護司会と教育委員との懇談会がございました。内容的には、保護司会の仕事の理解、教育委員会あるいは学校との連携について、保護司会の皆さんと懇談をしたものでございます。

18日、町田市公立中・高校長との連絡会がございました。これについては例年2回行っておりまして、今回については都立高校の入学者選抜、あるいは生徒指導上の問題等々について、中学校長と都立の校長との情報交換を行いました。

19日、図師小学校の着工式を行いました。図師小学校については来年4月開校で、もろもろの事情がございまして、工期が短い中での工事となるということでございます。

23日、オペラ「ラ・ボエーム」公演とございますが、これは町田市芸術協会と町田市文化・国際交流財団が主催をするものでございまして、委員長と出席させていただきました。

1月4日、東京都教育委員会等とございますが、これについては東京都市教育長会の絡みで、正副会長と東京都の教育委員会、そして多摩教育事務所を訪問いたしました。都市教育長会を1月にまたいろいろ予定をしておりますので、そういう関係や、新年の挨拶をまいりました。

7日、自然休暇村がございまして川上村の秋山林野保護組合の新年会に出席いたしました。これは例年1月7日ということで、日にちで固定をしたものでございます。市の方から町田副市長がご一緒に出席をしております。

以上でございます。

委員長 両部長から何かございますか。 ありませんか。

では、各委員からありましたら、お願いしたいと思います。

井関委員 2つあります。

保護司会との懇談会です。保護司の方とお会いするのは学校行事が多いのですけれども、お話を直接できるのは、昨年7月の町田二中の道徳授業公開ぐらいでした。今回、12月17日に5名の保護司の方々と懇談会を持ちました。今まではイメージとして更生保護中心と

思っていたのですけれども、町田市の保護司会では保護司の活動のPRや非行の予防にも目を向けてられているなと感じました。お仕事は個人の生活を犠牲としたボランティアですので、本当に頭の下がるひとときでした。小川会長の言葉では、ボランティアの段階ではない、もう命をかけているのだという表現をされていました。町田の活動が認められつつあって、他の地区の活動にも波及しているのではないかと思います。市に対しては、保護司の日常活動ができる場所の提供と学校長を交えた懇談会が開けるようにと要望されていました。後の方は、よく学校は地域と連携せよと言うのですけれども、具体的にどのようなことをするのか余りはっきりしていないということからのようです。

2つ目は、市民文学館の活動の1つであります「大人のためのお話し会」ですが、12月20日に参加しました。これは昨年5月から始まったイベントの1つで、NPO法人まちだ語り手の会のご協力によって毎月開催されているものです。当日は60名くらい参加されていました。女性が多いのですけれども、男性も4分の1以上で、女性陣に比べると高い年齢層だったと見受けました。お話し会は朗読かなと思っていたのですけれども、そうではなくて、15分くらいの話を本なしでされていました。

朗読については、11月に南つくし野小の研究発表会でプロのアナウンサーによる朗読が聞け、お話しも朗読も聞くときに集中力を必要とするのだなということが身につきました。どちらも国語力のうちで、やる方は発表能力、聞く方はコミュニケーション能力を必要とします。ちょうどおとぎ話のウサギ的な、今、速読全盛の時代ですので、それに対してカメさんのようにゆっくりした感性を磨くことのできる時間だなと思いました。国語力の向上だけではなくて、感性を磨くということからは、情操教育の1つにもなるのではないかなと思いました。町田の多くの小学校でお話し会を開いて、教育の一端を担ってくださるボランティアの方々の努力に感謝しております。

岡田委員 この期間は余り活動がなかったので、保護司会の話と関連づけてなのですけれども、保護司会で本当に大変なお仕事をやっていただいていることに感謝の気持ちを持ちました。それと同時に、先ほど井関さんの話にもあったのですけれども、自宅で面談しているのがなかなか大変で、そのことで女性が保護司になりにくいということも聞きました。そうした保護司の方にお世話になるような子どもは、数として全く減っていったいないということで、また、年末から正月にかけてのニュースなどを見ましても、子どもたちの犯罪も決して少なくはなっていないと思います。

この期間に特に限るわけではないのですけれども、今の中学生や高校生も含めて、コミ

コミュニケーションの力が低くなっているなということを感じて、それも犯罪の原因になっているかなと考えました。というのは、今の子どもたちは、一言聞けば済むところを自分の心の中でいろいろ考えていって、自分の頭の中でどんどん物事が進んでしまって、ブレーキがかからないような状況が見受けられるなということはこの期間に経験いたしました。そうした意味でも、今、町田市で国語力やコミュニケーションを学校で大変多く取り組んでいただいているのは非常に意義のあることと考えました。

名取委員 私も保護司会との懇談会についてですけれども、やはり保護司というと更生保護というイメージがとても強かったのですが、非行の予防、健全育成ということで、とても力を注いでいることがよくわかりました。今、町田二中の道徳授業の中では保護司の方たちがいろいろお話をしていただいているそうですけれども、保護司の方たちのお話しは体験や経験等を通して、子どもたちの心の中に直接問いかけてくれるのではないかなと思いました。ぜひ学校との連携が深まることを望みます。

それから、函師小学校の着工式ですけれども、地域の方々がこの学校ができることをとても望んでいることがわかりました。オープンスペースであったり、とても広いグラウンドであったり、期待する面もとても多いのですが、学校ができるとともに、安全な通学路の確保、整備もお願いしたいと思います。

委員長 保護司会との懇談会の感想が大変多かったわけですが、保護司会が更生保護の仕事から一歩踏み出して、次世代育成ということについて日々大変努力をされていることを各委員それぞれ感想の中で述べられたと思います。教育委員会としても可能な限り連携をしながら仕事を進めていきたいなとも思いました。

それから、直接、活動状況ではないのですけれども、前に私の方で保護者の過剰な要求や批判、いわゆるモンスター・ペアレンツに関して質問したときに、実情、実態について9月以降にアンケートをとって、その後、対応したいという答弁をいただいたわけですが、それについてはその後どのような経過になっているのか教えていただければと思います。

学校教育部長 この問題については、特に弁護士対応、今のお話の中で調査の話がありましたけれども、実情としてはかなり把握しておりますので、むしろ具体的な対策を考えた方がよいのではないかということから、新年度予算対応を図りたいと考えて調整してまいりましたが、まだ十分調整し切れていない状況でございます。

委員長 実情としてはかなりというのは、現実に顕在化した多くの問題があるという解

積でよろしいのですか。

指導課長 各学校での対応において、非常に無理を伴うような要求、対応を迫られている部分がありました。

委員長 やはり現場の先生方が、本来の仕事の学習指導や生活指導以外に、そういうこととの対応で心身ともに大変疲れて、精神的に病んでいる先生も、単に町田ということだけではなく、今の学校教育上の大きな問題になっているということもひとつ踏まえながら、ぜひ適切な対応をまたお願いしていきたいと思います。

では、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に移ります。

議案第46号 町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第46号は、町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件は、2007年12月1日に実施された木曽地区の町区域の新設及び変更に伴い、小・中学校の通学区域の表示を変更する必要があるため、改正をするものでございます。

2枚目をごらんいただきたいと思いますが、小学校、中学校、それぞれ改正後、改正前ということで新旧対照表がございます。これはあくまでも町区域の新設、変更ですので、実質的な通学区域を変更するものではありません。

委員長 以上で教育長の説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明で何かありましたらどうぞ。 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第46号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第47号 学校医等委嘱(解嘱)の臨時専決処理に関し承認を求めることについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第47号は、学校医等委嘱(解嘱)の臨時専決処理に関し承認を求めることについてでございます。

学校歯科医の委嘱につきましては、町田市学校歯科医会に推薦をいただいているところでございます。このたび町田市学校歯科医会の会長から山崎小学校の学校歯科医につきまして、12月1日に委嘱の推薦及び11月30日で解嘱の依頼がございました。緊急を要するために12月25日に臨時専決処理をしましたので、本日、教育委員会において承認を求めるところでございます。

2枚目をごらんいただきたいと思います。上の方が12月1日付で委嘱をお願いする先生でございます。委嘱期間については、12月1日から本年の3月31日まで、下の方が11月30日付で解嘱をする者でございます。

委員長 以上で教育長の説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

岡田委員 お名前が歯科医師会の会長さんのように思われるのですが、これは後任の方を見つけるための間の臨時的な学校歯科医と理解してもよろしいのですか。

学務課長 今回は緊急を要したため、後任が見つからなかったということがございます。来年度に向けては、また新たに歯科医師会で探すと思います。

委員長 ほかにございますか。 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第47号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

議案第48号 2008年度町田市教育委員会教育目標及び基本方針についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第48号は、2008年度町田市教育委員会教育目標及び基本方針についてでございます。

本件は、2008年度の町田市教育委員会教育目標及び基本方針を定めるものでございます。本年につきましては、全面と申しますか、大幅な変更を予定しております。詳細な内容につきましては、統括指導主事の方から説明をさせていただきます。

統括指導主事 それでは、お手元にA3判の資料を2枚配付させていただいております。1枚目が、前回、12月の定例教育委員会と1月8日の教育委員会協議会での協議内容を踏まえた修正見え消し版、2枚目が4つの基本方針の構成を明確にする意味で、それらの構成を位置づけた補足資料でございます。見え消し版に基づいて、主な修正点についてご説

明を申し上げます。

まず、基本方針の1についてでございますが、これまでの教育目標のよさを踏まえることと、目的を明確にする、あるいは教育目標との関連を明確にする意味合いで、「子どもたちの」という文言を挿入しております。これは、基本方針2の四角の中の説明にもやはり「子どもたちに」という文言を挿入しております。同じ趣旨でございます。

それから、基本方針1の説明文の中で、これもやはりこれまでのよさ、特に基本方針1がこれまで人権尊重ということを柱にしておりますので、その言葉を改めて挿入しております。「人権尊重」「町田市子ども憲章」、この2つの言葉を改めて入れ込んでおります。

それから、最後の行に、これは4つの基本方針の構成を明確にする意味合いで、「生涯にわたって学び続ける意欲」という文言を挿入しております。その関係で少し言葉の順序が入れかわったりしております。

基本方針1の括弧番号のところ、ここは(2)「伝統と文化を尊重し」の部分ですが、これは協議会の中でもたくさんご議論をいただいたところであります。いただいたご意見では、例えば「他国の尊重」という言葉がわかりづらいということと、前段に「自国の」という言葉が出てこないの、構成バランスがよくないのではないかとということ、あるいは子どもの教育であれば、文化を中心に「文化理解」でいいのではないかとご指摘をいただいて、後段、「異文化理解」で文言修正をしようかというところで議論は結論に至らずに、一部言い回しを修正したのみとなっておりますから、ぜひまたご議論をいただけたらと思います。「異文化理解を基盤とした」という表現も1つの案としてはあり得るのかなと思います。

(4)は、「子どもたちの生きる力」というのが基本方針の表題に入っているのですが、「確かな学力」は明確にされておらず、どちらかというと教育基本法改正に伴い、新たにさまざまな精神をはぐくむということが強調されてきておりましたので、ここで改めて「基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用」という、これからの「確かな学力」の文部科学省等の説明の文言を挿入いたしまして、学力もここに入れ込んだということでございます。これが基本方針1の主な修正点でございます。

それから、基本方針2については、四角の中の説明については先ほど申し上げた「子どもたちにとってよりよい教育を進めるために」という目的を明確に位置づけました。

(2)で、今の「基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用」、これが基本方針1の方に移動いたしましたので、改めて学校支援の意味合いで、「各学校の教育目標の実現に向けた支

援を行います」という文言をそこに入れております。

それから、基本方針3につきましては、これまで「健全育成」という言葉が現行の目標の中にあつたのですが、その言葉が今回見えてこないというご意見がございました。そのことを踏まえて、特にこの(1)から(3)の内容は健全育成に大きくかかわる部分ですから、「健全育成など」というふうに改めて基本方針3の説明文の中に入れ込んだということでございます。

それから、基本方針4「生涯学習の推進」のところですが、これも説明文の中にやはり4つの構成を意識して、「生涯にわたって」「学び続ける」という文言を入れております。

また、(2)の中に、これまでも「社会教育の充実」という言葉があつたのですが、これも見えてこなかったということで、組織改正後の所管部分を意識した上で、「社会教育の充実」を(2)の中に入れ込んだということでございます。

「健全育成」につきましても、今後の組織改正、あるいは教育プランでの施策の表現などを意識して、基本方針3の方に入れたということでございます。

これが主な修正点でございます。

そして、2枚目の資料を見ていただきますと、今の修正した中に「生涯にわたって学び続ける」という言葉を幾つか入れ込んでおりますが、それはこの4つの基本方針の構成を改めて整理する中で関係性を明確にしていこうという意図での修正でございました。これを若干説明させていただきますと、教育委員会の教育目標は「施策を推進します」という文言がこれまでも入ってございました。今回はそのことを踏まえつつ、また、教育プランの策定を視野に入れて、改めて施策を推進していく、その方針を表現する形に統一していこうということの意図でこのような表現になっております。

したがいまして、基本方針1については、教育委員会が目指す教育の方向として、特に教育目標の中に記されている人間像を具体化する、あるいはそのための教育の方法、基本方針の2と3は基本方針の1を進める方策、これらを通して子どもたちを豊かに育てる。そして、基本方針4は、子どもから大人まで含めて、子どもから大人まですべての市民のための生涯学習環境の整備を行っていくという4つの構成をまとめて表現したものでございます。市民が学び続ける社会を目指すということが全体の教育目標にかかわってくるということで整理したものでございます。

委員長 以上で説明を終わりました。

まず最初に、2枚目の見え消し版をごらんいただきたいと思います。12月の定例教育委

員会、それから今日に至るまでの間に行われた協議会を経て、各委員からさまざまな立場でご意見、文言の加除訂正といったようなことがあって、それらを踏まえて、今、この見え消し版の文案が出され、それについての説明があったわけです。一々繰り返しませんけれども、特に議論をいただきたいのは、基本方針1の(2)の部分について、さらにいろいろな意見等があったので成案に至らない、もう少し議論をしてほしいということがありましたので、まずこのあたりからさらに論議をしていきたいと思えます。

全体の基本方針1から4までのことについては、今説明があったように、目的を明確化するために「子どもたち」という言葉を挿入した、あるいは「健全育成」を基本方針の中できちんと強調した、生涯学習の理念である「生涯にわたって」という文言も加えたといった説明があったわけですが、基本方針1の(2)の伝統と文化云々の部分について、もう少し論議を進めていきたいと思えます。

現在、こういう文章になっております。一応読みます。「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた郷土を愛するとともに、公共の精神、社会貢献の精神をはぐくむ教育を進めます。また、他国を尊重することを基盤とした国際理解の教育を進めます。」、こういう文章になっております。これについてももう少し議論を深めていきたいと思えます。何かございましたらどうぞ。

岡田委員 この文章を読んで私が一番あれっと思ったのは、「伝統と文化を尊重し」というところからずっと、これが「我が国の」が基本に入っているということなのですが、私の読み方で読んでしまったので、「伝統と文化」というのは自分の国だけでなく、ほかの国の伝統と文化、それから国際社会においては、自分が将来、日本でない国に行った場合も、その土地で公共の精神や社会貢献の精神をはぐくむような国際的な人間を育てようということを書いてあると理解しますと、ここで「他国を尊重することを基盤とした」という文言が非常にわかりづらい。他国ではなくて、お互いの国を尊重するということなのではないのかなと思って、そこで最初に質問を始めたわけなのです。けれども、その後、いろいろお話がありましたように、協議会でお話をしていく間でどのような形で書くのが一番いいのかと考えると、やはり教育基本法といったところでは、自国の伝統文化を尊重することと対比して他国を尊重すると書いてあるということで、そこで対比しているのであれば、それはそれで1つの理解ができるなということなのです。でも、ただ単に伝統文化を尊重するということでは、とりあえずはまず自分たちのアイデンティティということで、日本にいる子どもたち、私たちがかかわっている教育で言えば、「日本

の伝統と文化を尊重し」と読んでいけるかとは思いますが。ただ、ここであえて「他国を尊重する」と書いてあるのが、国の境界線がすごく意識されてしまって不自然な感じがするので、先ほど統括指導主事からもお話がありましたように、「異文化理解を基盤とした」という書き方もいいのではないかと考えておりますが、ほかの委員の方のご意見はいかがでしょうか。

委員長 岡田委員は、前段の部分については、表現はともかくとして、これは明らかに我が国の、あるいは自国のということを言っているという理解ですよ。そこにあえて「他国」と後段に入れるのはバランスの上から、この中で国際的な理解、グローバルな見方ができる人間を育てるという意味から言えば、自国、他国をあえて対比する形ではわかりづらいという趣旨の理解でよろしいですか。

岡田委員 前段のところが「自国の」と書いていないので、余計わかりづらいと思います。

委員長 では、岡田委員としては、前段のところで「自国」と入れた方がいい、そうすれば後段の「他国」も生きるということですか。

岡田委員 その書き方も1つであるし……。

委員長 1つの選択肢であるということですね。

では、それらについてほかの委員のご意見も。

井関委員 今の話をそのまま僕の考えに入れると、(2)の一番最初に「我が国の伝統と文化」とすると、次の下の方も「他国の伝統と文化を尊重する」とすればいいのですけれども、「異文化理解」というのは非常にいい言葉で、ただ、私がこれを知ったのは10年ぐらい前ですかね。六十何年かのうち10年前だから、割合最近なのですけれども、そんなに難しい、意味がわからないということではなければ、「異文化理解」は非常に幅広いし、これをしていかないと人とコミュニケーションしていけないということもあるので、非常に重要な単語ですので、たとえなじみがなくても、わかるというのだったら、「他国を尊重すること」を「異文化理解」にかえてしまってもいいのではないかと思います。

委員長 後段のみをね。

井関委員 はい、そういうことです。

委員長 ほかにございますか。

名取委員 私も最初に「自国の」とか「我が国の」と入れてしまえばいいのかなと思いましたが、わざわざ自国、他国と対比させることもないのではないかなと思ひ、「異

文化理解」でよろしいと思います。

委員長 岡田委員、2人の委員さんからそういう意見が出ました。つまり、どういうことかといいますと、これをなるべく生かすということで、「我が国の」をあえて入れずに、「伝統と文化を尊重し」をそのまま生かして前段はこのとおり、後段でまた「異文化理解を基盤とした国際理解の教育を進めます。」でどうだろうかというご意見だと思うのですが、どうでしょうか。

岡田委員 それでしていただければ本当にいいと思うのですが、協議会でいろいろお話をしたときに、「他国を尊重する」という言葉のニュアンスのところ、人種や人権尊重の意味を含んでいるのだという議論が出たのです。そこが「異文化理解」になると、これは非常に広範囲な、特に人種というニュアンスは薄れてしまっていますが、ただ、それに関しても、(1)の方で「人権尊重の精神」と書いてありますので、人種はこの人権尊重のところをカバーしているのだという理解をしていただければ、今、委員長がおっしゃっていただいた「伝統と文化を」のところには「我が国の」や「自国の」と入れずに、そのまま「他国の」の部分「異文化理解を基盤とした」という書き方に変更することでいいと思います。

委員長 それでは、今、岡田委員から、人種あるいはそれぞれの国の異なった人々がたくさんいるわけですが、その人権等についての考え方はこの「異文化理解」という言葉だけでは理解ができないけれども、(1)の「人権尊重」という言葉の中にそれらの意味が含まれているのかどうか、そう理解していいのかが確認できればということです。

統括指導主事、(1)の「人権尊重」の理解なのですが、お考えはいかがでしょう。

統括指導主事 今、岡田委員からご説明がありましたとおり、「他国を尊重することを基盤とした」というのは教育基本法の原文に近いものであります。当然ながらそういったことを含んで、人種、民族による差別、偏見をなくすという意味合いを含めてそのまま表現したつもりではありますが、今、(2)の内容を見ていますと、伝統文化、あるいは異文化理解という教育内容にかなり焦点化した事柄に絞り込まれておりますので、広い意味での人権尊重については、今ご説明いただいたように(1)の中に包含する形で、これは当然、教育プランの中で詳しくこの部分に説明を加えてまいりますから、そのような表現にさせていただければ、そういう修正で一向に差し支えないと思います。

委員長 人種、民族による偏見、差別等をしないようにするためにも、この(1)の「人権尊重」ということの理解の中に、今お話のようにそれらを包含していく、それを教育プラ

ンの中に具体的に取り込んでいくという説明でした。岡田委員、そういう理解でよろしいでしょうか。

岡田委員 はい。

委員長 そうしますと、(2)については、復唱しますけれども、このように決めていいかどうかということです。「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた郷土を愛するとともに、公共の精神、社会貢献の精神をはぐくむ教育を進めます。また、異文化理解を基盤とした国際理解の教育を進めます。」ということなのですからけれども、これでよろしいでしょうか。 それでは、(2)はそのように決定をしたいと思います。

そのほかの部分で何かございましたらどうぞ。

1も含めてですけれども、2、3、4、一括して結構です。協議会でも随分いろいろご意見を出していただいて、その結果、文言の修正、加えたり削除したりがありますので、出尽くした部分もあるかと思えますけれども、今日、議案として提案されておりますので、ここで審議した結果、これを決定していくという形をとりますので、慎重に見ていただきたいと思えます。

岡田委員 初めに統括指導主事の方からご説明がありましたように、本当に基本的な方針にしたい、どちらかといえば比較的シンプルな形にしたいということで話をしてみましたので、言葉もなるべく簡潔な書き方で、昨年度までのものと比べると、括弧番号なども少なくできているとは思えます。ただ、それでも毎年、教育目標はこうしてお話し合いをして、少しずつ修正していくことが前提にあるわけで、その過程においてだんだん長くなっていった過程があって、それが今年度、こうしてまた1度見直されて、シンプルなものに戻ったと理解しております。

一生懸命話し合いをしましたので、こうした形で始めていただいて、これを施策の方に生かしていただいていいかと思えます。将来的に、例えば基本方針3の(3)の「いじめに関する問題」が本当は必要がなくなれば、教育目標からは消えてもらっていいような内容なのかなと思ったりする部分もまだありますけれども、それはその年度、年度で修正をしていただければいいかと思えます。

委員長 ありがとうございます。

ほかの委員さん、いかがですか。

井関委員 12月にも感想的なことを言いまして、また、岡田委員の発言とも重複して見えますけれども、今までは目標があって、さらに方針の中でその目標みたいなものを書いて

あったのがはっきり施策ということで分けられて読みやすくなりました。あとは、「町田市子ども憲章」という言葉が復帰しまして、町田独自だということが明らかになるのではないかと思います。

子ども生活部の仕事、青少年の健全育成の話も子ども生活部に行きます。それから、社会教育施設の中の幾つか、あるいはスポーツが市長部局のスポーツ文化の方に移ったということで、それが抜けたのが教育委員会かと言われると、ちょっときついところもありますけれども、それも最後の基本方針4の最後に、文化・スポーツ振興に関する計画、子どもマスタープランの推進に当たっては我々教育委員会も積極的に参画しますと書いてあるので、一応形がつくられたと思います。本当に作業に当たられた方のご苦労に感謝いたします。

名取委員 何回か話し合いを持った結果、修正されてきたものですので、これはこれでよろしいかと思います。

委員長 特に強調されているのは、基本方針1から4までを構造化して、1が目指す人間像を具体化する、そして基本方針1を進める方策として基本方針2と基本方針3があって、最後に生涯にわたってすべての市民の生涯学習を進めていくための環境整備と位置づけをして、非常にわかりやすくなったという点では特筆すべきことではないかと思います。

今、各委員からもお話がありましたように、今後、毎年、毎年の実情、実態に即して、これを適宜見直したり、加除訂正をしていく中で、よりよい教育目標及び基本方針になっていくことを期待したいと思います。これらが各小・中学校、社会教育団体等に周知徹底されて、具体的な形で具現化され、町田市の学校教育、あるいは生涯学習、社会教育といったものがさらに充実していくことを期待したいと思います。

それでは、以上、2008年度町田市教育委員会教育目標及び基本方針については、本日出されました基本方針(案)を一部修正して可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、原案を一部修正して決することにいたします。

続いて、請願第1号を審議いたします。

請願第1号 「全国一斉学力テスト」に関する請願を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございます。委員長といたしましては、時間、およそ10分の範囲で意見陳述を認めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、意見陳述を認めたいと思います。

休憩いたします。

午前 10 時 42 分休憩

午前 10 時 43 分再開

委員長 再開いたします。

では、どうぞ。

増淵請願人 意見陳述の機会を与えていただきありがとうございます。本町田に住む増淵と申します。

私は、先年の3月の議会でも、この学力テスト問題についての請願と意見陳述をさせていただきました。そのときに、40年前にもいろんな問題があったということを上げたのですけれども、それがほとんど同じような問題、あるいはそれに加えてさまざまな問題が起きているということはもうマスコミ等で報道されていますので繰り返しません、そのことを重ねて申し上げたい。

さらに今回出てきたこととしては、事前に学校の方で予備テストや模擬テスト、傾向と対策が練られたり、教科によって数値目標を出して、それに向けて頑張る、ベネッセ系の塾や何かでも、似たような問題、やったことがあるという子どもたちの声が出たり、また、子どもたちは、「えーっ、またやるの。私たち運が悪いね。5年生のときもやって、また6年生でも」なんていう感じで、結局、1回のテストだけではなくて、それに向けて現場がかなりの時間を費やして、そして何とか点を上げたいということでやっていることのあらわれだと思うのです。

さらに加えて、これは教育行政の矛盾だと思うのですけれども、従来、障がい児学級があったのをなくして、特別支援教育等で普通学級に子どもたちを入れて一緒にやっておりますので、そういう点がとれないであろう子どもたち、とれなかったであろう子どもたちの答案を抜いて提出するようなことが起きてきたりしているということですね。これはもう本当に真理と正義を追求する教育現場においてあるまじきこと、全く正義とは反対の不正を校長先生みずから、あるいは教員を巻き込んでやらざるを得ないところに来ています。

マスコミ等では、校長さんが悪い、そういうことをやる学校が出てきてというふうに、批判が校長さんなり学校現場に行っているように思うのですけれども、そのように現場は追い込まれているということですよ。追い込んでいるのは教育委員会であり、例えば足

立区で言えば、全く教育委員会が追い込んでいえると思うのです。あるいは国、文科省のやったことが、そうは予想しないにしても、現場ではいろんな弊害を生んでいるということが言えると思うのです。そういうことを教育委員会、文科省はぜひしっかりと認識していただきたいなと思います。

そのようなテストをやった結果として、テストそのものについても、現場の教師が問題をあまり手にできない状況があったり、あるいは結果が返ってきても、項目ごとのマルバツということで、私も現物を見せていただいたのですけれども、この問題でどこをどうやって間違ったのか、あるいは返ってくるのも、やってからかなり時間がたっていましたから、子どもたちも親も直接的にはよくわからない。教育というのはすぐ成果が出るものではありませんから、テストをやったから、すごくためになったとすぐに出るものではありませんけれども、本当にかかなりの時間を費やし、予算を費やしてやったにもかかわらず、余り子どもたち自身の成果にはならない。テストではなくて調査だということですから、仕方がないのかもしれませんが。

ここで訂正ですけれども、請願文のところ、このような調査は全国一斉でやらなくても抽出で十分だというふうに書いてあるのですけれども、「抽出」の「抽」の字が間違っておりますので、すみません。訂正し、おわびいたします。

このようなテストが出た結果、読解力がどうだとか、応用力が弱いとか、そういうことについては、このテストをやらなくても既に現場では十分わかっていることだし、それをつけるための時間、先生方の余裕が本当になくて、わかっているけれども、できないという現実の中で、改めてまた日本の子どもは読解力が弱い、応用力が悪いということが出てきているわけです。それは実際にやらなくても、抽出で十分わかること、あるいはやらなくても現場では、教育委員会でも、校長会でも、こんなテストをやらなくても、現場に携わっている人はみんなわかっていることですよね。

そして、さらに、このようなテストに70億とか90億の多額の予算を使って、しかも民間の企業を使って、プライバシーにかかわることなども巻き込んでやっているということで、本当にこういうテストはぜひやめていただきたい。やめるように東京都教育委員会に言ってほしいということが第1です。それで、町田市もできれば参加しないという決定ができれば望ましいなと思っております。

実はここで、私はもう70歳になるので、4月から実施する後期高齢者の医療問題も勉強して、市の方とも話し合いました。この教育委員会でもそうなのですけれども、すごく思

ったのは、上の決定だから、国で決めたことだから、都で決めたことだから、市ではどうしようもないという言葉がたくさん出てくるわけです。民主主義というのはどういうことなのだろう、国が上で決めれば、下はもう何も言えないものなのだろうかとすごく思ったのです。現場で一番、国民、市民、あるいは教育現場と直接かかわっているのは市教委団体、市区町村団体段階なわけですから、これは国で決められたけれども、現場とは、あるいは市民の要求とは違うなということが出てきた場合には、やっぱりそういう下からの声を上に上げていく役割も市区町村教育委員会に民主主義の原則としてあるのではないかと思うのです。

だから、ぜひそういうことで、本当に子どもたちのためになる教育の向上に結びつくかどうかをしっかりと判断していただいて、そして、都教育委員会に意見を上げるということもぜひ考えていっていただきたい。町田の教育のため、子どもたちのためという立場で、民主主義の下からの声を上に上げるという役割もぜひ考えていっていただきたいなと思います。

そのようなことをこの前に重ねて追加いたしましたので、次のテスト 文科省はまた一斉にやると言っておりますが、ぜひ町田市では、今回についても名前を書かない、結果は公表しないという立場でやっていただいているわけですが、ぜひいろいろとお考えの上、学校現場に混乱を持ち込まない、あるいは、そうでなくても時間数、授業数が足りないということで、いろいろ余裕のない現場にこれ以上の問題を持ち込まないで済むように、子どもたちも落ちついて学校の勉強に取り組めるようにご配慮いただきたいと思います。以上です。

委員長 休憩いたします。

午前 10 時 53 分休憩

午前 10 時 54 分再開

委員長 再開いたします。

以上で意見陳述は終わりました。

請願第 1 号についての願意の実現性、妥当性について、教育長から説明をお願いします。

教育長 請願第 1 号は、「全国一斉学力テスト」に関する請願でございます。

請願の要旨は 2 点ございます。1 点目は、東京都に「児童生徒の学力向上を図るための調査」「問題解決能力等調査」の廃止を求める意見を上申してください。2 点目は、町田市

は「全国一斉学力テスト」に参加しないでくださいという2点でございます。

願意の実現性、妥当性でございますが、2点をあわせて申し上げます。

東京都では、今年度（2007年度）の児童生徒の学力向上を図るための調査を次の2つの内容で行う予定です。1つは、基礎的、基本的な事項に関する調査、これは国語、算数（中学校は数学）ですが、調査対象校を限定して行う抽出校で実施する予定です。もう1つは、問題解決能力等に関する調査と学習に関する意識調査で、これらはすべての小学5年生と中学2年生を対象として行う悉皆調査で実施する予定です。

これらの調査の主な目的は、各学校の教育課程や指導方法等にかかわる自校の課題を明確にし、その改善、充実を図るとともに、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ることにあります。特に問題解決能力等に関する調査は、各教科で身につけた知識や技能、思考力や判断力を活用して、問題解決を図るために必要な諸能力について調査すること、また、学習に関する意識調査は、学習にかかわりのある児童・生徒の意識や生活状況を調査し、学習状況との関連を考察することをそれぞれのねらいとしております。

また、今年度（2007年度）から文部科学省が実施している全国学力学習状況調査の主な目的は、国や教育委員会、学校等がみずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ること、また、各学校が各児童・生徒の学力や学習状況を把握し、児童・生徒への学習指導や学習状況の改善等に役立てることでございます。都と国のどちらの学力調査も、児童・生徒に確かな学力を身につけさせていく上から重要な調査であると受けとめております。また、どちらも最終的には各学校が自校の教育活動の成果を振り返り、指導改善の材料とする目的で行っているため、すべての小・中学校で取り組む必要があるものと受けとめております。

したがって、町田市教育委員会といたしましては、東京都の児童・生徒の学力向上を図るための調査の廃止を求める意見を上申する必要はないと判断をいたしますし、文部科学省の全国学力学習状況調査の趣旨には賛同いたしますので、不参加とする理由はございません。よって、本請願につきましては不採択とすることが適当であると考えます。

委員長 請願第1号の願意に対する実現性、妥当性についての説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。ただいまの説明について何かございましたらどうぞ。

岡田委員 1つは、指導をする上での指標として、全国あるいは都としての学力テスト

学力テストというよりは調査ですね。そうしたものの意義はあるのではないかと考えているのですけれども、ただ、去年の春、東京都がやった後、また全国のものをやられて、

その後、ずっと報道を聞いたり見たりしている間には、私の方としてもやはり首をかしげるような部分がありました。そこで、まず注目されたのは、それにかかった費用が、先ほどもお話がありましたけれども、70億とか90億、そんなにかかるものが毎年、毎年あっていいのかなというところからもびっくりしました。

そこで、質問をしたいのですけれども、今、教育長からのご説明で、都の方は抽出調査で、全部の児童・生徒がこの調査を受けるということではないように今年度から変わったということですね。来年度以降もそうだと思うのです。それで、この回答の中で多少説明していただいたのですけれども、全国のテストと都のテストの中で、基本的な学力テストがあるということと、問題解決能力、学習状況調査の内容の違いがわかりにくいので、そのところをご説明していただいて、両方受ける必要があるのかどうかについて少し考えてみたいと思います。

それからもう1つ、全国で行うということに関して報道などで言われているのでは、私立の学校は自由参加で、全国調査としての妥当性があるのかということについては、私も全国調査をするところで果たしてどれほどの意味があるのかという感じも持ちましたので、その辺の妥当性についてもお答えいただけるとありがたいかと思います。

統括指導主事 今、ご質問がございました東京都の調査と文部科学省が実施している全国学力学習状況調査の違いの部分でございます。ご案内のとおり、全国学力学習状況調査は今年度からスタートしたということで、それまでは東京都が学力向上のための調査という形で実施をしておりました。東京都の方では、全国学力学習状況調査の実施に伴って、これまで悉皆で公立小・中学校の全児童・生徒を対象にしていた教科にかかわる調査については、一部の学校のみ抽出調査に変更するという形で今年度から変更をしております。したがって、教科に関する調査はともに国語、算数、数学ですが、都の場合は抽出調査、全国の場合は悉皆調査という形になっております。

また、東京都の問題解決能力等に関する調査が悉皆になりますが、この内容は教科の枠組みではなくて、現実社会と申しますか、子どもたちの生活の中で直面するような、特に学習にかかわる内容を設定いたしまして、各教科で身につけた知識や技能を活用して問題解決に当たるための調査、したがって、教科の枠組みを超えた内容で設定された問題でございます。

一方で、文部科学省の学力学習状況調査の教科にかかわる内容の部分については、基礎的な知識・技能の定着を見るA問題と、それらを活用して解くことができるかどうかをは

かるB問題、したがって、国の調査については、教科ごとに知識の定着と活用の力量をはかるという構成になっております。

学習に関する意識調査というのはどちらもあるのですが、東京都の方はずっとこれまでも継続的に実施してきました早寝早起き朝御飯との関係、あるいは自宅学習の時間、読書、そういった学習に直接かかわりのある内容に限定をして、特に問題解決能力調査の結果と相関分析をしております。国の調査についてはもう少し幅広い範囲で、塾、携帯電話、パソコンの使用、さまざまな観点から調査をいたしまして、教科の学習の定着状況との相関関係を分析しております。違いといたしましてはそういったことになるのかなと思います。

また、私立学校の参加状況ですが、全国学力学習状況調査で公表されている私立学校の参加率は、小・中学校合わせますと約62%という参加率になっております。公立の場合はほぼ100%、99.96%で、犬山市の教育委員会の数を除いた数で公表されております。

委員長 岡田委員、追加の質問その他はいいですか。

岡田委員 はい、大丈夫です。

委員長 ほかの委員、何かございますか。

名取委員 東京都では抽出校で実施する予定だとありますけれども、この抽出校というのは大体どのぐらいの割合で行われるのでしょうか。

統括指導主事 本市の場合、全校一律かどうかわかりませんが、今年度の本市の予定でいきますと、1割、小学校4校、中学校2校の予定でございます。

井関委員 昨年の全国学力テストについてはいろいろ新聞で問題点が出ましたけれども、全国でやる意味、全校でやる意味ですね。あと、今回出ませんでしたけれども、こういう調査を継続することの意義があると思うのです。町田に関して、学校の授業向上プランに非常に役に立っているのではないかと思うのですけれども、その辺はどうかということと、実施して校長先生から強い苦情などが来ているのかどうか、その辺がおわかりになりましたら。

統括指導主事 継続してやりながら、市としてどのような施策、あるいは対応をとらうかというご質問の趣旨だろうと思いますが、現在、これまでも東京都の学力調査結果を受けて、各学校が授業改善プランを作成しておりました。先ほどお話の中にもございましたが、今年度に限っては、ちょうど6年生と3年生が1月と4月に重なって、都と国の調査を受けたという結果になりました。来年度以降は今申し上げたように抽出校になるということで、違いが出てまいります。

したがいまして、学校の方も都の調査を踏まえた授業改善推進プランを9月に作成して、この教育委員会でもご報告申し上げたところですが、今回、全国の学力状況調査は特に活用の部分についての課題が指摘をされておりますから、町田市教育委員会で改めて東京都経由で来た結果資料をもとに活用部分を分析いたしまして、各学校の資料として配布しております。各学校では、自校の既に使っている授業改善推進プランをさらにその資料を踏まえて年度内にまた修正を加える。特に活用部分にかかわっての方策を打ち出すという対応を進めてきているところでございます。

ちなみに、これまでも全校の結果を公表するという形は市の方ではとっておりません。例えば学力課題重点校をこちらから指定するような施策は打ち出してはおりませんが、各学校の希望によって研究奨励という形をとっておりますし、また、小中一貫の学力向上モデル校も募集をしておりますから、各学校の判断で、希望する場合にはそういった研究指定をして、そして奨励予算を配当するという形を現在進めております。

委員長 後段の方で、校長先生の方から何かということについてはいかがですか。

統括指導主事 学校長の方から、特に結果の公表あるいは調査自体についての苦情はこちらの方には上がってきておりません。

委員長 ほかにございますか。

先ほど教育長から願意の実現性、妥当性についての説明と結論についてのお話がありました。それについてご意見があればと思いますけれども、ありますか。

岡田委員 先ほど申し上げたように、1つの指標としてこうした調査をする意義はあると思いますし、それは調査であれば継続する必要があると思います。町田市においては、ほかの地域で起こったような問題行動というものは特にないようですし、保護者の方々と懇談会でお話をしている間でも、そうした結果が発表されたことに対する動揺は特に耳には入ってきておりません。ただ、これからずっとやっていく上で、抽出校に限って言えば、やはり春と冬、1年間の年度の中で2回こうしたテストがあることがどのぐらいの負担になるのかなと考えたり、また、テストをしてすぐに結果が出てこない これは子どものための調査ではなくて、学校の先生方の指標としての調査ということであれば、子どもに結果が戻ることの必要性はないというような表現をされてしまうと、でも、やっぱり子どもも知りたいだろうな、保護者の方も知りたいだろうなと思うので、そのあたりのところを教育長の方から改善してほしいというようなお願い、あるいは意見はしていただけるといいかなと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 よろしいですか。今のは要望なのですけれども。

教育長 全国の関係については、例えば全国都市教育長協議会でも話題になると思います。なかなか単独市で云々というのは難しいと思いますが、話題になれば、時期の問題や、そういうものについてはお話しすることはできるかなと思います。

委員長 ほかによろしいですか。 では、以上で質疑を終了いたします。

請願についての教育長の説明は不採択であります。教育長の説明のとおり、不採択にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、請願第1号については不採択と決しました。

日程第3、協議事項に入ります。

協議事項1、地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく事務の委任及び補助執行についてを協議いたします。

説明はどなたですか。

教育総務課長 それでは、地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく事務の委任及び補助執行についてご説明いたします。

本年1月7日付で、市長より、「地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく事務の委任及び補助執行について」という教育委員長あての文書を受理いたしました。内容につきましては、2008年4月1日の組織改正を行うに当たり、地方自治法の規定に基づき事務の委任の解除及び事務の補助執行の追加について協議したいというものでございます。

1点目につきましては、組織改正によりまして主管課が市長部局へ移管することから、委任を解除するものとしまして、市長の権限に属する事務の一部を委任する規程第2条第3項のうち自然休暇村と町田市体育施設の管理及び運営に関する事、同じく第4項のうち国際版画美術館の観覧料、特別観覧料及び施設使用料の減免等の決定に関する事、同じく第5項のうちひなた村と大地沢青少年センターの使用料の免除等に関する事、同じく第6項の体育施設と自然休暇村の利用料金の減免等に関する事、同じく第7項のうち博物館、国際版画美術館、自然休暇村、体育施設に対する物品及び資料の寄贈及び寄託に関する事となっております。

以上が地方自治法第180条の2に基づき、市長から教育委員会に委任している事務の解除でございます。

次に、教育委員会から市長の補助職員に対する補助執行の追加についてでございます。今回の組織改正でスポーツ課が市長部局に移管されることから、教育委員会が所管する学校の体育館やグラウンドを登録団体などに開放するスポーツ利用の事務を文化スポーツ振興部の職員に補助執行させていただきたいというものでございます。

以上が地方自治法第 180 条の 7 に基づく協議でございます。

教育委員会事務局といたしましては、今回の協議内容につきましては、組織改正に伴う実務の変更ということでございますので、支障はないと考えておりますが、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 以上で説明は終わりました。

説明のとおり、1 については解除、2 については追加で、いわゆる組織改正に伴う実務の変更であるということで、事務的に考えてもいいのかなという感じはいたしますけれども、これより協議をしたいと思います。何かありましたらどうぞ。

井関委員 質問ですけれども、1 つずつさせていただきます。1 番の方は、もう組織が変わるので、ここに書いてあることはすべて向こうの一存でやらせてもらいますよと。2 番は、とはいっても、この次の仕事は教育委員会の本来の仕事だから、ただし、補助執行を市長側の方でしますよというふうに理解してよろしいのですか。

教育総務課長 ご指摘のとおりでございます。

井関委員 次は、私の法律用語の無知からなのですけれども、2 番目の方で「教育委員会から市長の補助職員に対する補助執行の追加について」と書いてあるのですけれども、この意味は、教育委員会から市長の補助職員に対する補助執行の依頼、委任、そういうのが意味の中に入っていていいわけですか。この「補助執行」という中に依頼しているという意味が入っているのかどうかかわからないので。教育委員会からこっちに移すという意味ではないですね。

社会教育課長 本来、学校施設の管理は教育委員会の権限ということになります。学校施設の開放は、広義の意味では学校施設の目的外使用という権限が教育委員会に従来からもあるし、今後もあるということの意味で、教育委員会のその権限を市長部局の職員に事業として補助執行させるという意味でございます。

井関委員 文章が何か合わないなという意味で質問をしたので、本質に関することではありませんので、別にいいです。

下の方にあります「町田市立学校施設の開放に関すること（ただし特別教室に関するこ

とを除く。)」というのに気がつかなかったのですけれども、これは何か意味があるのでしょうか。

社会教育課長 現在、社会教育課で学校の特別教室の開放事業を実施しております。これは今後も教育委員会の方で執行しますので、補助執行の対象になります。

委員長 ほかにございますか。 では、以上で協議を終了します。

お諮りします。地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定に基づく事務の委任及び補助執行について協議した結果、実務の変更で差し支えないということの結論でよろしいかと思います。

以上で協議事項を終了いたします。

日程第 4、報告事項に入ります。

では、学務課からお願いします。

学務課長 報告事項 1 番、町田市通学区域検討委員会の報告について報告します。

2010 年 4 月に新設予定であります小山中央小学校の通学区域の設定及び関連します小山小学校、小山ヶ丘小学校の通学区域の変更について、8 月から 5 回にわたり検討委員会を設け、審議を重ねました結果、本日提出いたしました報告が 12 月 14 日に出されました。

まず、小山中央小学校の通学区域であります、小山小学校の通学区域のうち、小山ヶ丘一、二、三丁目の全部及び小山町の一部、小山ヶ丘小学校の通学区域のうち小山ヶ丘二、三丁目の全部、小山町、小山ヶ丘四、五丁目の一部ということで出されております。

次に、小山小学校と小山ヶ丘小学校の通学区域は、今申し上げた小山中央小学校の通学区域とした地域のほかは従来のとおりとするということで、きょう出しました資料で小山地区通学区域図を一番最後に載せてありますが、3 つの学校の区割りはこの太線の方という報告書でございます。現在の通学区域は中央に京王相模原線と書いてあると思えますが、ここで小山ヶ丘小と小山小に分かれております。これを今後、太枠でくくった 3 つの学校の通学区域にしたかどうかという報告でございます。

指導課長 指導課から、2 項目めから 4 項目めまでにに関して 3 点申し上げます。

まず、1 項目めでございますが、町田市立小・中学校障がい児介助員設置要綱の一部改正についてでございます。お手元に報告事項として、A 4、1 枚の資料を差し上げております。このことにつきましては、指導課で所管をしております要綱のうち、町田市立小・中学校障がい児介助員設置要綱に係る改正でございまして、改正の理由は次のとおりでございます。

特別支援教育では、通常の学級に在籍する軽度発達障がい児の児童・生徒を含めた支援体制の構築が今後の推進のための課題ではございますけれども、当市の小・中学校においても、この特別支援教育の趣旨に沿った支援の要請は非常に高いものがございます。現在、通常学級在籍の肢体不自由児、あるいは特別支援学級中心に介助員としての人員配置をしているところではございますけれども、そのことについても見直す時期が来ているという認識もでございます。

一方、雇用情勢等の変化がございまして、障がい児介助員の担い手となる人材の確保が困難になってきております。新たな制度を構築してまいるまでは、現行の制度の中で人材活用に工夫を凝らす必要がございます。そこから、本要綱において現行では更新の限度2回、つまり最長3年ということですが、これを4回、最長5年に改正をしたいというものでございます。2008年4月1日から施行してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。以上が2項目めの報告でございます。

続きまして3項目め、2007年度卒業式、2008年度入学式の適正な実施について、お手元に4918号、12月20日付で発出いたしました「2007年度卒業式、2008年度入学式の適正な実施について（通知）」の写しを差し上げております。

特別活動の儀式的行事のねらいを適切に達成するために、重点項目、1点目、式のねらいを明確にし、その達成のために適正な実施計画を作成する、2点目、国旗及び国歌に関する十分な事前指導を行う、このことを位置づけて通知したものでございます。各学校における儀式的行事の適正な実施を支援する私どものこの基本的な姿勢に変化はございません。また、本通知につきましても、基本的な姿勢及び記述に昨年度からの変更はございません。以上、3項目めでございます。

続きまして4項目め、2008年度教育課程の編成についてでございます。お手元に4872号、小・中学校あてに発出いたしました「2008年度教育課程の編成について（通知）」の写しをお配りしております。

これから各学校で教育課程を編成してまいるわけではございますけれども、その編成に向けて教育委員会としての基本的な考え方、方針を示したものでございます。新たな内容等もございまして、指導主事から若干お時間をいただいて説明をさせたいと思います。

指導主事 内容でございますが、大きく3つの柱を立てております。

1つ目の柱は、1枚目の1として、「確かな学力の確立のために必要な授業時数の確保、個に応じた指導の充実、家庭教育や幼児教育との連携を一層図る。」ということ、2つ目の

柱は、2枚目の冒頭でございますが、2の「各教科等の知識・技能の確実な定着及びその活用、他者、社会、自然とかかわる活動を重視し、将来の職業や生活を見通して社会において自立的に生きる力をはぐくむ。」ということ、3つ目に、3枚目の終盤でございますが、3として、「児童・生徒、保護者、市民の教育のニーズに応えとともに、説明責任を果たす。」ということでございます。

この通知におきまして、来年度の町田市教育委員会教育目標の改定及び次年度の事業計画を見据えた新たな内容を盛り込んだ部分がございますので、ご説明いたします。

1枚目の大きな1の(3)「家庭教育、幼児教育と連携した基本的な生活習慣、学習習慣の確立」のところでございます。来年度から町田市小中一貫教育のスタートに伴いまして、「食育や規範教育などの取組を通して」という文言を追加し、これまで以上に基本的な生活習慣の確立のために、家庭教育、幼児教育との連携の充実を図ることを示してございます。

2枚目でございますが、学習指導要領の改正を見据え、大きな表題を変更してございます。具体的には、(1)「基礎的・基本的な知識・技能の習得とその活用の重視」といたしまして、各教科の基礎的・基本的な知識・技能の習得とあわせて、その知識・技能を活用した課題解決のための思考力・判断力、表現力の育成を重視すること、(2)の表題におきまして、「道徳教育の充実」に加えまして「規範意識を高める指導と心の教育の充実」を新たに示させていただいております。また、には、来年度当初に完成し、各学校に配布される町田市版の道徳副読本を活用し、町田市小中一貫教育の規範教育、キャリア教育、食育の各カリキュラムの内容を指導すること、といたしまして、幼児、高齢者との交流に加えまして、特別支援教育の視点から、障がいのある人などとの交流の推進を追加いたしました。(2)の表題の変更を受けまして、に町田市小中一貫教育の規範教育カリキュラム等の指導を通して、規範意識や公共心を高める指導、命の大切さを考えさせる指導を具体的に推進するように示しております。

その下の(3)でございます。「健康や安全に関する教育の充実」といたしまして、に、心身の成長や健康の保持増進を図る手だてとして、小中一貫教育の食育カリキュラムの指導を関連づけることとしております。

(4)では、の中でキャリア教育の視点から、小中一貫キャリア教育の指導を通して、体験活動を中心とした進路指導や生き方学習の充実を図ること、また、(5)の、小中一貫英語教育カリキュラムを小学校の総合的な学習の時間に位置づけ、国際感覚やコミュニケーション能力の向上を図る指導を推進すること、(6)の中で、情報モラルや情報リテラシー

を高める指導の充実を図ること、(8)には「学校支援ボランティアの活用」といたしまして、
、学習指導や生活指導の場面で支援ボランティアを積極的に活用すること、
、専門的な技能や知識を有する人、スポーツや文化などの分野で活躍する人など、さまざまな人材の協力を得て教育活動の充実を図ること、
、地域人材にボランティアコーディネーターを依頼する等、学校の支援者の確保、組織的に学校を支援いただける体制を構築することなどを明記いたしました。

大きな3の中ですが、(2)外部評価の実施と報告といたしまして、
、学校教育法及び学校教育法施行規則等の一部を改正する省令に基づいた学校評価を充実させるための方策といたしまして、1点目に、学校の自己評価を行い、その結果及び改善策を公表すること、2点目に、学校関係者評価を行い、その結果を公表するように努めること、3点目に、自己評価及び学校関係者評価の結果や改善策については教育委員会へ報告することを示させていただきました。新たな内容は以上でございます。

この各学校の教育課程の編成につきましては、1月18日に教育課程説明会を実施いたします。また、2月に各学校に対してヒアリングを行い、3月に提出という予定でございます。また、今年度も教育課程及び関係資料の公開をしておりますが、来年度につきましても、教育課程届出関係資料につきましては、森野分庁舎、教育センター、市政情報やまびこの3カ所で閲覧資料として公開してまいりたいと考えております。

社会教育課長 自由民権資料館の第2回企画展「民権期武相の新聞・雑誌」の報告をいたします。

開催日数は38日間で、入館者数は545人でした。記念講演会も2回実施しております。

もう1点、自由民権資料館の休館のご連絡でございます。1月30日から2月5日まで、館内の燻蒸^{くんじょう}作業のために休館いたします。

文学館担当課長 文学館から、秋に実施いたしました開館1周年記念の特別企画展「遠藤周作と Paul Endo」の結果報告をいたします。

お手元の資料にございますように、会期は67日間ございました。トータルの観覧者数3,035名、内訳は有料観覧者数が2,003人、招待者等無料観覧者が1,032人でございます。会期が長い関係もございまして、1日平均45名ということで、これは想定した数字よりも大分低い数字で、少し残念な結果ではあります。

その原因としては、遠藤周作没後10年ということで、広い関心を持たれている作家ではありましたが、ファンが特定されてきているのかなということがございます。それ

からもう1点の理由としては、初めて有料展として開催をいたしました。実際に有料であることで観覧を控えてしまうというケースも間々見られたのは事実でございます、この点についても今後に向けて少し改めて検討をしてみたいと思っております。

以下、関連催事、刊行物の頒布状況等は資料のとおりでございます。

博物館副館長 博物館からは、大倉集古館所蔵「能面・能装束展」の結果報告をいたします。

お手元に資料があると思います。会期が2007年10月30日から12月16日まで、開館日数が42日間、この間に3,358人の入館者をいただきました。1日平均は79.95人になります。

2のところにて会期中の催し物を羅列しましたが、少し盛りだくさんの催し物をいたしました。それぞれたくさんの方の参加をいただいています。

国際版画美術館副館長 国際版画美術館からは、「第21回町田市公立小中学校作品展」の開催についてご報告申し上げます。

本展は、児童・生徒の日頃の学習成果の発表の場として毎年開催しているものでございます。中学校美術作品展、1月11日から1月20日までの間、小学校図画工作展が1月25日から2月3日までの間、小学校書写展につきましては2月8日から2月17日までの間、企画展示室1で開催いたします。

なお、関連催事としまして、小教研図工部、中教研美術部主催によりますシンポジウム、テーマは「アートでつなぐ子どもの未来」としまして、彫刻家、画家、染色家のパネリストを招いて、1月16日午後2時から4時まで、版画美術館の講堂で開催いたします。入場は無料です。

それとあわせまして、国際版画美術館の開館20周年記念といたしまして、中学校美術・収蔵作品展を開催いたします。これは、97年から06年の10年分の作品、99点を1月11日から20日までの間、中学校の美術作品展会場内で展示いたします。

委員長 以上で各課からの報告事項は終了します。

一括して、質問その他ありましたらどうぞ。 では、質問はありませんので、以上で日程第4、報告事項を終了します。

以上で第10回定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時36分閉会